

「令和4年度 介護予防支援等業務委託」の説明文

資料4については、地域包括支援センター運営協議会として、令和4年度における介護予防支援等業務を資料4の事業所に委託させていただくという内容になっております。

介護予防支援等業務（要支援者の居宅介護サービス計画作成）は地域包括支援センターが行うこととなっておりますが、介護保険法により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することが可能になっているため、毎年度、地域包括支援センター運営協議会の承認を得た上で各事業所へ委託をしております。

つきましては、本件について、ご承認くださいますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせや、別紙の意見書にご記入をお願いいたします。